

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

平成24年 6月 22日

愛知県知事 殿

提出者

住 所 愛知県瀬戸市余床町380番地

氏 名 クリーン開発株式会社

代表取締役 三浦 洋次

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0561-48-6427

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	クリーン開発株式会社
事業場の所在地	愛知県瀬戸市余床町380番地
計画期間	平成24年4月1日 ~ 平成25年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	88:廃棄物処理業
②事業の規模	267,800万円
③従業員数	12人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙3

(日本工業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙4			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（平成 23年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃酸	
	排出量	404 t	t
	(これまでに実施した取組) ・発生量については、産業廃棄物最終処分場の浸出水処理施設という性質上、降雨量や産業廃棄物搬入量の増減に左右されやすく、発生する廃棄物の量の変化が大きい。 ・排出される廃棄物の発生工程が別々になっているので、分別の必要が無い。 排出する産業廃棄物の性質上、直接、再生利用は出来ない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃酸	
	排出量	399 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・排出量は、産業廃棄物最終処分場の浸出水処理施設という性質上、降雨量や産業廃棄物搬入量の増減に左右されやすいため、発生原単位によって現状把握と目標を定めた。		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・排出される廃棄物の発生工程が別々になっているので、分別の必要が無い。		
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現状、混合廃棄物は発生しない。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（平成 23年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃酸	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） ・ 排出する産業廃棄物の性質上、直接、再生利用は出来ない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃酸	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・ 排出する産業廃棄物の性質上、直接、再生利用は出来ない。		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（平成 23年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃酸	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
（これまでに実施した取組） ・ 特に実施していない。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃酸	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
（今後実施する予定の取組） ・ 特に実施していない。			

## (第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（平成 23年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃酸	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) ・液状廃棄物なので埋立はできない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃酸	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・液状廃棄物なので埋立はできない。		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（平成 23年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃酸	
	全処理委託量	404 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	404 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) ・(株)サンビックに処理委託し、中和・脱水処理により、処理委託量の90%が減量される。 ・処理委託量の90%減量後の残さである脱水ケーキの30%をセメントの材料にリサイクルし、さらに減量している。		

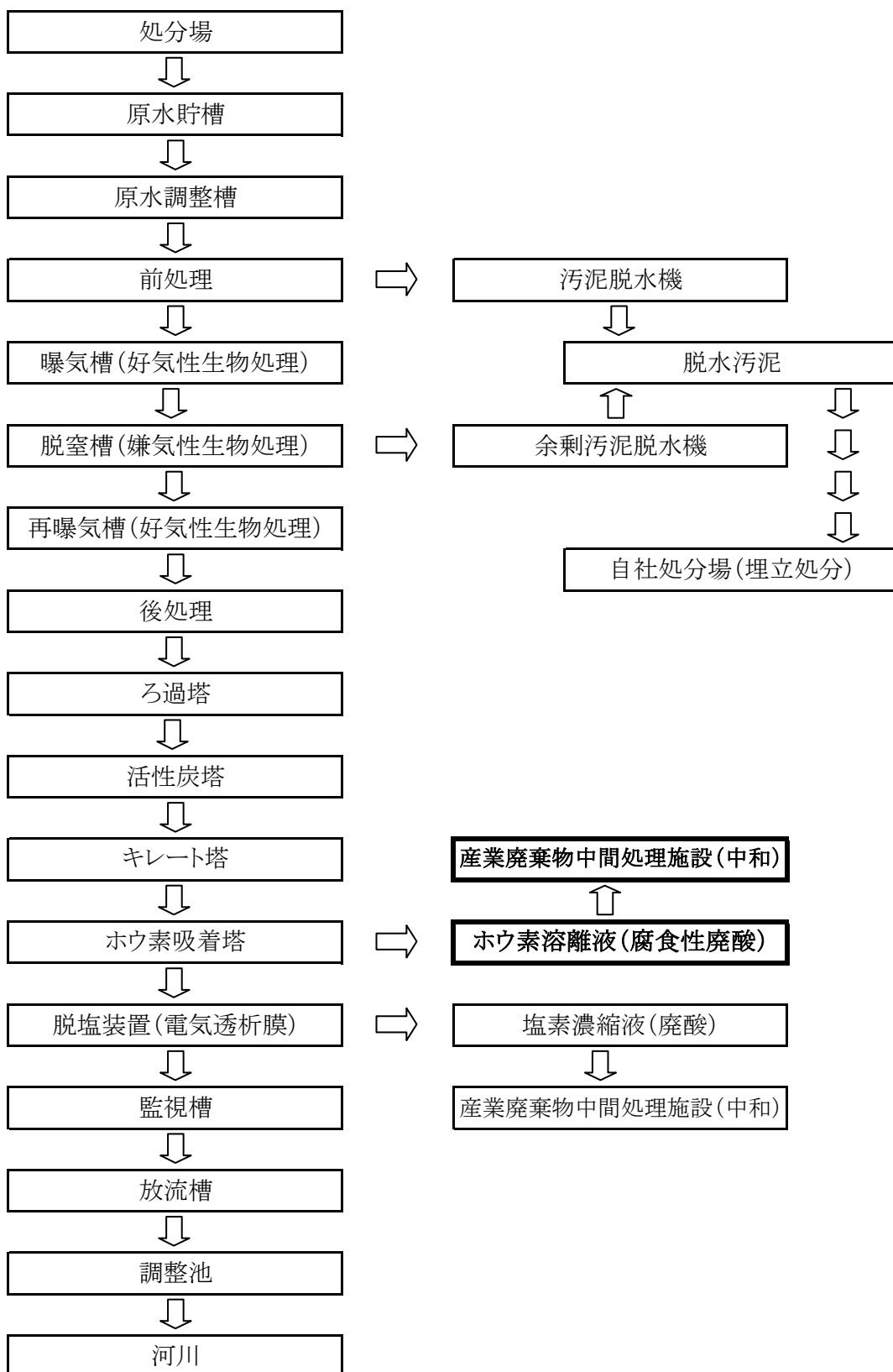
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃酸	
	全処理委託量	399 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	399 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・委託先処理業者には定期的に実地確認を実施する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

産業廃棄物管理型最終処分場 浸出水処理施設



# 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

